

基幹業務システム等の再構築に係る調査検討業務 企画提案書作成要領

1 はじめに

本書は、「基幹業務システム等の再構築に係る調査検討業務」（以下「本業務」という。）の一般競争入札（総合評価落札方式）において、入札参加者が企画提案書を作成するにあたっての要領等を示すものである。

2 提出物の作成部数

(1) 紙媒体

企画提案書の書面は、正本1部、副本11部を印刷・製本し、提出すること。

(2) 電子媒体

企画提案書の正本と副本のデータを保存した電子媒体（CD-R 又は DVD-R）を1部作成し、提出すること。提出する電子媒体は、必ずウイルスチェックし、その旨を記した物を合わせて提出すること。

なお、電子媒体への保存形式は、Microsoft365（Word、Excel、PowerPoint）で読み込み可能なファイル形式又はPDF形式とし、正本と副本が判別できるファイル名を日本語で付すこと。

3 作成要領

(1) 提案内容について

入札説明書【別記1-別表】「基幹業務システム等の再構築に係る調査検討業務 評価項目」で示す評価項目の構成に従って作成すること。なお、評価項目に存在しないが仕様書で示している内容については、すべて遵守するものとみなすため、その前提で提案すること。

(2) 氏名・社名の表記について

ア 正本は、体制や要員について、実際に本業務に従事することを想定している者の氏名を記載すること。

イ 副本は、入札参加者の名称（企業名）に加え、それを容易に特定できる情報を記載せず（ヘッダ、フッタ等を含む。）、「当社」「弊社」などといった表現とすること。また、体制や要員については氏名を記載せず、「A」「B」などといった表現とすること。

(3) 体裁等

ア 表紙と裏表紙を付けること。表紙には「基幹業務システム等の再構築に係る調査検討業務 企画提案書」と記載すること。また、正本の表紙のみ入札参加者の名称（企業名）、連絡担当者の所属、氏名、電話番号、電子メールアドレスを記載すること。

イ 目次を付けること。

ウ 表紙、裏表紙、目次を除いて、50ページ以内で作成すること。

エ 用紙サイズは、原則として、日本産業規格A列4番を用いて縦長横書きとし、両面印刷にて製本すること。ただし、図表等においてA列4番サイズで作成することが困難な場合は、必要に応じて日本産業規格A列3番サイズの用紙を用いることも認める。なお、A列3番サイズの用紙は片面印刷とし、横折り込みによりA列4番サイズに整えて製本すること。また、A列3番サイズのページは1面（片面）につき2ページに換算する。

オ 文字サイズは、原則として10.5ポイント以上で作成すること。ただし、図表等に関してはその

限りではない。

カ 上下左右に 20mm 以上の余白を設定すること。

キ ページ番号を下部に付与すること。ただし、企画提案書の構成上、印字できないページがあっても可とする。

ク 言語は日本語、通貨単位は円を用いること。ただし、日本国内においても、英字で表記されることが一般的な文言については、英字で記載することを認めるものとする。

(4) 留意事項

ア 専門知識を有しない者が理解できるよう、分かりやすい表現に努めること。

イ 原則として業務の再委託は認めないが、仮に再委託を予定している場合は、その旨を明記し、当該再委託の必要性、再委託範囲、再委託する業務内容を記載すること。なお、副本においては委託先を「X社」などと表現すること。

ウ 本市の提示した仕様書等の複写（全面コピー）による提案や「仕様書のとおり」といった表現に終始した提案はしないこと。

4 その他

(1) 企画提案書の作成、提出、プレゼンテーションへの出席等、入札参加に係る費用は、入札参加者の負担とする。

(2) 企画提案の内容は、仕様書で示している事項を全て遵守したものとすること。

(3) 企画提案の内容は、全て実現できるものとすること。

(4) 本企画提案書作成要領に則った企画提案書ではないと本市が判断した場合は、当該提案内容を企画評価の対象としない。

(5) 入札参加者が本市に提出した企画提案書（紙媒体及び電子媒体）は返却しない。

(6) 入札参加者は、本市から企画提案書について説明を求められた場合は、速やかにこれに応じること。

(7) 企画提案書提出後は、原則として記載内容の変更を認めない。また、企画提案書に記載した従事予定者（実際に従事することを想定している者）は、原則として変更できないものとする。ただし、病休、産休、退職等やむを得ない理由がある場合は、同等以上の技術力を有することを本市が認められた者への変更は協議できるものとする。

(8) 企画提案書の提出は、入札参加者 1 者につき 1 件のみとする。

(9) 札幌市情報公開条例（平成 11 年条例第 41 号）に基づき、本入札の総合評価に関する資料の公開請求があった場合は、非公開情報を除いて、公開請求者に企画提案書を開示することとなることに留意すること。